

25 写真業者の選手撮影許可要項

公益財団法人日本中学校体育連盟の主催する全国中学校体育大会の写真撮影について

- 1 公益財団法人日本中学校体育連盟（以下、「本連盟」という）の主催する全国中学校体育大会の写真撮影（含・ビデオ撮影）は、本連盟に登録された賛助会員の写真業者に限る。
- 2 本連盟の賛助会員を希望する写真業者は、賛助会員としての「目的・協賛内容・付帯事項・有効期限・協議事項」等の記された「覚書」を交わすこと。
- 3 本連盟の賛助会員である写真業者が、全国中学校体育大会の各競技を撮影するためには、下記の手続きを行わなければ撮影をすることができない。
 - ①撮影許可申請書の提出と許可証の受領
 - ・夏季大会 → 提出期間 5月1日～6月15日
 - ・冬季大会 → 提出期間 10月1日～11月1日
 - ※提出先等 ・ 本連盟事務局 → 「撮影許可書」を受け取る。
 - ②各競技毎実行委員会への許可申請と許可確認
 - ・夏季大会 → 締め切り 7月1日
 - ・駅伝大会 → 締め切り 11月10日
 - ・スキー、スケート、アイスホッケー大会 → 締め切り 12月15日
 - ※提出物 ・ 本連盟発行の「撮影許可書のコピー」
 - ※提出先 ・ 開催地実行委員会 → 開催地実行委員会から撮影許可を受ける。
- 4 (1) 本連盟から撮影を許可された写真業者であっても、全国大会開催地実行委員会の許可を取らなければ、大会を撮影することはできない。
(2) 本連盟及び開催地実行委員会から撮影許可を受けた写真業者は、本連盟の用意した撮影用ビブスを着用し撮影すること。
(3) 開催地実行委員会から撮影を許可された写真業者は、撮影場所、条件等について開催地実行委員会の指示を受け、大会運営に支障をきたさないよう配慮し撮影を行うこと。指示に従わない場合は、撮影を止めることもある。
(4) 報道関係者・スポーツ雑誌社等で写真撮影を希望する者は、開催地実行委員会の許可を受け本連盟で用意した報道関係用ビブスを着用すること。
- 5 個人情報・肖像権等の取り扱いについては十分に配慮し、「個人情報の保護に関する法律」に反しない取り扱いをすること。特に、インターネットを利用した販売については、「個人情報の保護に関する法律」に触れないよう十分に配慮し、個人のプライバシーが侵されることのないよう細心の注意を払うこと。（現在は、インターネットを利用した販売は認めていない。）
- 6 写真（ビデオ）撮影許可を受けようとする写真業者は、下記の概要が「個人情報保護方針」に記載されていること。又、記載内容を「会社案内」に添えて、本連盟に提出すること。
「業者に課せられる義務の概要」
 - ①利用目的の特定
 - ②安全管理に関する措置
 - ③従業員・委託先の管理・監督
 - ④第三者提供の制限
 - ⑤本人からの開示等の要求への対応
 - ⑥苦情処理
- 7 開催地実行委員会とのプログラム広告協賛等については、本連盟ではなく、開催地実行委員会と話し合うこと。
- 8 上記の項目に記されていない事柄については、写真撮影運営細則に従うこと。
- 9 その他、疑問が生じた場合は、本連盟又は、開催地実行委員会と十分に話し合うこと。

- 附則 1 この要項は、平成18年度全国中学校体育大会より施行する。
2 平成25年5月17日改正。

26 写真業者撮影運用細則

全国中学校体育大会各競技の選手撮影をする写真業者は、公益財団法人日本中学校体育連盟（以下「本連盟」という）の個人情報保護方針に基づき作成された「（公財）日本中学校体育連盟個人情報保護規程」に従うとともに、その第 26 条に掲げる事項として、以下を確認し了解のもとに撮影販売をすること。

- 1 写真業者とは、本連盟主催の全国中学校体育大会各競技への参加選手を撮影し、営利を目的として選手・チームに販売する者をいう。
- 2 本連盟主催の全国中学校体育大会各競技の写真業者は、本連盟の賛助会員でなければ、全国中学校体育大会の各競技を撮影することはできない。
- 3 本連盟と賛助会員である写真業者は、「覚書」を交わし内容を確認する。「覚書」「運用細則」に違反した業者は次年度の撮影許可は与えない。
- 4 写真業者は、「公益財団法人日本中学校体育連盟の選手撮影許可要項」に記されている期日迄に写真撮影のための手続きを完了しないと、その年度の大会撮影は許可されない。
- 5 撮影用ビブスを着用していない写真業者、報道用ビブスを着用していない報道関係カメラマン・スポーツ雑誌カメラマンの撮影は許可しない。
- 6 1つの競技に多数の写真業者が撮影許可を申し込み、大会運営に支障をきたしかねない場合は、最終的に開催地各競技責任者・競技の写真担当者と協議し撮影人数を制限する。
- 7 「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規程」が整備されていない写真業者は撮影許可を与えない。
- 8 インターネット販売については、本連盟と協議する。許可なしにインターネット販売を行った業者は、次年度より全国中学校体育大会の撮影は許可しないととも賛助会員の資格もなくなる。又、写真撮影についても公序良俗に反した行為をした写真業者も次年度から撮影は許可されない。
- 9 全国中学校体育大会中央連絡会（五者会議）で「選手撮影許可要項について」の確認を徹底を図る。
- 10 個人情報保護の立場から、大会プログラムの中に「本競技会には（公財）日本中学校体育連盟の許可を受け、選手を撮影するカメラマンが居ますが、撮影された選手の写真は、本人又はチーム以外には販売もしくは配布することはいたしません。（但し、報道・スポーツ雑誌は除く）」の文言を掲載する。

附則

- 1 この細則は、平成 18 年度全国中学校体育大会から施行する。
- 2 平成 25 年 5 月 17 日改正。